

共同相続人の限定承認 宅建 H28-10-3 <<#480>>

【問】 正誤をつけよ。

甲建物を所有するAが死亡し、相続人がそれぞれAの子であるB及びCの2名である。Cが単純承認したときは、Bは限定承認をすることができない。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 共同相続人の限定承認

相続人が数人あるときは、**限定承認は、共同相続人の全員**が共同してのみこれを行うことができる。（民法 923 条）

<<補講>> 相続の承認又は放棄をすべき期間

相続人は、自己のために相続の開始があったことを**知った時から3箇月以内**に、相続について、**単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない**。（民法 915 条 1 項本文）

⇒ 相続人が上記の期間（**「熟慮期間」「考慮期間」**）内に限定承認又は相続の放棄を**しなかつた**ときは、相続人は、**単純承認をしたものとみなす**